

給与支払報告書 記載要領

記載欄名	記載すべき事項
① 「支払を受ける者」の「個人番号」	給与の支払を受ける方のマイナンバーを記載してください。
② (源泉)控除対象配偶者の有無等	【有】欄: 主たる給与等において、年末調整を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」と記載してください。 年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」と記載してください。 【従有】欄: 従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」と記載してください。 【老人】欄: 控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合は源泉控除対象配偶者)の生年月日が、昭和24年1月1日以前の場合には「○」と記載してください。
③ 配偶者(特別)控除の額	配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載してください。(年末調整の適用を受けた場合のみ記載してください。)
④ 非居住者である親族の数	源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族又は16歳未満の扶養親族のうち非居住者の方がいる場合には、その人数を記載してください。
⑤ 住宅借入金等特別控除適用数	年末調整の際に(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記載してください。 なお、適用数が3以上のときには、「(摘要)」の欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記載してください。
⑥ 住宅借入金等特別控除区分	適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。 住 … 一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む) 認 … 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合 増 … 特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 震 … 東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供できなくなった場合で、平成23年から平成33年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特別法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合 また、当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合には、「(特)」を記載してください。
⑦ 【(源泉・特別)控除対象配偶者】の各欄	配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者)の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載してください。また、控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を記載してください。
⑧ 【控除対象扶養親族】の各欄	扶養控除の対象となる扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載してください。また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を記載してください。
⑨ 【16歳未満の扶養親族】の各欄	16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載してください。また、16歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を記載してください。
⑩ 摘要	1 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄又は「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。 また、この欄に記載される控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載してください。 (1) 16歳未満の扶養親族の場合 氏名の後に「(年少)」と記載してください。 (2) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が非居住者の場合 氏名の後に「(非居住者)」と記載してください。 ※ マイナンバーについては、「(摘要)」欄に記載しないでください。 2 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください(例「氏名(同配)」)。 3 年の途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、①他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、②他の支払者のもとを退職した年月日、③他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額を記載してください。 4 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条項「○○条約○○条該当」と赤書きしてください。
⑪ 【5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号】欄及び【5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号】欄	控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族のマイナンバーを記載してください。この場合、マイナンバーの前には「(摘要)」の欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「(摘要)」の欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。
⑫ 「支払者」の「個人番号又は法人番号」	給与等の支払をする方のマイナンバー又は法人番号を記載してください。 マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。